

津市再犯防止推進計画

令和4年3月

津市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国における刑法犯検挙者数は、平成期において平成16年をピークに16年連続で減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は4割を超え続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策に係る効果的な取組を推進することを目的とし、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

この法律においては、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うことや、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが規定されています。

「津市再犯防止推進計画」は、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするために策定するものです。

「平成29年～令和2年の刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率」

(単位：人、%)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯 検挙者数	津市	331	363	281	240
	三重県	1,934	1,965	1,719	1,683
	全国	215,003	206,094	192,607	182,582
刑法犯 検挙者中の 再犯者数	津市	173	166	134	107
	三重県	973	913	841	764
	全国	104,774	100,601	93,967	89,667
再犯者率	津市	52.3	45.7	47.7	44.6
	三重県	50.3	46.5	48.9	45.4
	全国	48.7	48.8	48.8	49.1

【出典】令和3年版再犯防止推進白書／名古屋矯正管区提供データ

2 計画の位置付け等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の対象者

「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項に規定する犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画や三重県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を本計画の基本方針とし、関係機関・団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- ① 就労・住居を確保するための取組の推進
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止と学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 広報・啓発活動の推進
- ⑤ 関係機関・団体等との連携強化

第3章 市の取組事項

【基本方針①】 就労・住居を確保するための取組の推進

1 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯のリスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした者等の就労支援や、入居先の確保は、地域で生活していく上での基盤ですが、犯罪をした者等の雇用や入居には抵抗感を持たれることも多く、雇用や入居先を円滑に確保する支援が求められています。

2 市の主な取組

- (1) 経済的に困窮している者に対し、生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。（援護課）
- (2) 商工会議所・商工会が行う雇用促進の取組について支援を行います。（商業振興労政課）
- (3) 協力雇用主（※1）やコレワーク（※2）など就労をサポートする取組について、関係機関・団体等と連携し周知を図ります。（福祉政策課）
- (4) 三重労働局との雇用対策協定に基づき、就職相談会の開催など就労確保に向けた取組を関係機関・団体等と連携して行います。（商業振興労政課）
- (5) 市営住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者（※3）に対し、関係機関・団体等と連携し市営住宅への入居に係る情報提供を行います。（市営住宅課）
- (6) 住宅確保要配慮者に対し、三重県居住支援連絡会（※4）を通じ民間賃貸住宅等への入居に係る情報提供を行います。（都市政策課）
- (7) 住居を失った者又はそのおそれがある者を対象とした生活困窮者住居確保給付金による支援を通じ、住居の確保を図ります。（援護課）
- (8) 津市社会福祉協議会による生活福祉資金（住宅入居費）の貸付制度を活用し、住まいの確保につなげる取組を進めます。（福祉政策課）

【基本方針②】保健医療・福祉サービスの利用の促進

1 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっていることが明らかとなっています。また、再犯をした者の多くが出所後、経済的に困窮し、社会的に孤立しているなど様々な要因が絡み合って、再犯に至っていることが指摘されています。

支援を必要とする者が自分らしく健やかに地域で暮らすための支援を行うとともに、社会的に孤立している人に気づき、切れ目なく支援につなげる仕組みづくりを進める必要があります。

2 市の主な取組

- (1) 津市成年後見サポートセンターと連携して成年後見制度の活用を支援します。（高齢福祉課）
- (2) 津市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（※5）の取組の利用を促します。（高齢福祉課）
- (3) 支援を必要とする者に「生活福祉・自立応援包括支援窓口」において包括的・継続的な相談業務を行います。（援護課）
- (4) 早期自立が困難な者に対しては円滑に生活保護につなげ、必要な援助を行います。（援護課）

- (5) 高齢者等の生活不安を解消するために、地域包括支援センターと連携し介護保険制度や高齢福祉事業を活用した支援を実施します。
(高齢福祉課)
- (6) 地域包括支援センターが、高齢者に係る総合相談・権利擁護・介護予防・在宅医療介護連携等について関係機関・団体等と連携し、支援を推進します。
(地域包括ケア推進室)
- (7) 津市地域障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある者などからの相談に応じ、自立生活に必要な支援を行います。(障がい福祉課)

【基本方針③】 非行の防止と学校等と連携した修学支援の実施

1 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、我が国の高等学校進学率は98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学していますが、その一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない状況となっています。

国においては中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者に対する就労等支援を実施してきましたが、今後は、これまで以上に学校、家庭、地域における非行の未然防止に向けた取組や、犯罪をした者等の継続した学びの支援等が求められています。

また、青少年の非行において薬物乱用が低年齢化しており、その危険性・有害性を正しく認識することが大切であり、小・中学校などと連携した教育や啓発を推進することが求められています。

2 市の主な取組

- (1) 青少年センターが実施する街頭指導により、非行が発生しやすい繁華街や公園等で児童生徒に声を掛け、適切な注意・助言を行います。(生涯学習課)
- (2) 児童生徒の問題行動等について、関係機関・団体等との連携・協力体制の構築に努めるとともに非行防止に向けた支援を行います。
(教育研究支援課、生涯学習課)
- (3) 非行防止に係る強化月間において、地域の主要駅等で関係機関・団体等が連携して非行防止のための啓発活動を行います。(生涯学習課)
- (4) 児童生徒の状況に応じた修学支援を継続的に実施するとともに、スクールカウンセラー(※6)やスクールソーシャルワーカー(※7)等と協力し、専門機関や医療機関と連携しながら相談体制の強化を図ります。(教育研究支援課)
- (5) 犯罪や非行をした児童生徒が再び犯罪や非行をすることのないよう、青少年センターが保護者等からの相談に応じるとともに、関係機関・団体等と連携し、児童生徒の健全育成に取り組みます。(生涯学習課)

- (6) 小・中学校などにおいて、警察、三重法務少年支援センターとの連携による「薬物乱用防止教室」やライオンズクラブによる「ダメ。ゼッタイ教室」などを開催し、薬物乱用防止教育の取組を推進します。(教育研究支援課)
- (7) 津市青少年育成市民会議や警察関係団体などが主催する「非行防止・地域安全ポスターコンクール」を後援し、薬物乱用防止に向けた啓発に努めます。(生涯学習課)

【基本方針④】広報・啓発活動の推進

1 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰には、社会において孤立することがないよう市民の理解と協力を得ながら、再び社会を構成する一員となることを支援することが大切です。

しかし、再犯の防止等に関する取組が市民にとって必ずしも身近でないことから、取組に関する関心と理解を得にくいという現状があります。

今後、再犯の防止等に関する施策を推進していくためにも、効果的な広報を実施する必要があります。

2 市の主な取組

- (1) 「社会を明るくする運動」(※8)の強化月間に、関係機関・団体等と連携し、更生保護の啓発に努めます。(福祉政策課)
- (2) 小・中学校などを対象とした「社会を明るくする運動」作文コンテストに、関係機関・団体等とともに優秀作文を表彰し、更生保護の啓発を支援しています。(福祉政策課)
- (3) 国が推進する協力雇用主への理解を深め、協力が得られるよう市民に周知を図ります。(福祉政策課)
- (4) 更生保護施設(※9)の役割等について、三重県保護会などの関係機関・団体等と連携し広報・啓発に努めます。(福祉政策課)
- (5) 社会福祉活動に長年貢献された保護司(※10)などの民間協力者を表彰し、その活動や社会的意義について市民に周知を図ります。(福祉政策課)

【基本方針⑤】関係機関・団体等との連携強化

1 現状と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、三重刑務所、津少年鑑別所、津保護観察所及び三重県地域生活定着支援センター（※１１）といった国や県の公的機関ほか、津保護司会などの民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる津保護司会、津市更生保護女性の会（※１２）、津ＢＢＳ会（※１３）等の多くの民間ボランティア団体の協力により支えられてきました。

しかし、社会環境の変化により、再犯の防止等に関する活動を促進する民間協力者の確保が難しくなっています。

2 市の主な取組

- (1) 犯罪をした者等や関係機関・団体等の相談窓口として、支援を必要としている犯罪をした者等に助言や情報提供を行い、市関係課等へつなぎます。（福祉政策課）
- (2) 市職員の退職者に向け、保護司等の更生保護ボランティア活動を紹介し、退職後の民間ボランティアへの就任促進に努めます。（福祉政策課）
- (3) 津保護司会、津市更生保護女性の会及び津ＢＢＳ会などの民間ボランティア団体と連携しながら、更なる活動強化に努めます。（福祉政策課）
- (4) 津保護司会の支援を行い、更生保護活動の推進に努めます。（福祉政策課）
- (5) 三重刑務所が主催する「三重矯正展」を後援し、矯正行政への理解を深めてもらう支援を行います。（福祉政策課）
- (6) 市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。（福祉政策課）
- (7) 非行のある少年の抱える問題の解決に向け、警察や三重法務少年支援センターなどの関係機関・団体等と連携していきます。（教育研究支援課）

用語解説

○協力雇用主（※1）

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主のことです。

○コレワーク（矯正就労支援情報センター）（※2）

前歴があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されています。ハローワークに受刑者等専用求人を出すにあたって必要となる受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした、採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

○住宅確保要配慮者（※3）

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定められている低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者のことです。

○三重県居住支援連絡会（※4）

住宅確保要配慮者に対して、住宅トラブルの仲裁や緊急対応などの必要な支援を行うために、不動産関係団体、民間の居住支援団体（社協、NPO）、行政が協力して設立した団体です。

○日常生活自立支援事業（※5）

判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。事業の実施主体は都道府県（又は政令都市）社会福祉協議会とし、窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施しています。

○スクールカウンセラー（※6）

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校に配置されている臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門職員のことです。

○スクールソーシャルワーカー（※7）

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術により学校において問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関・団体等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員のことです。

○「社会を明るくする運動」(※8)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を求め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

○更生保護施設(※9)

矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な者たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供を行うだけではなく、保護している期間、生活指導、職業訓練などを行い、自立を援助することで、その再犯、再非行の防止に貢献しています。

○保護司(※10)

犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して、保護観察対象者等の指導・支援を担当するほか、保護司会に所属し、保護司会が主体となって行う犯罪予防活動等に従事しています。

○三重県地域生活定着支援センター(※11)

福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。

○更生保護女性の会(※12)

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

○BBS会(※13)

Big Brothers and Sisters movementの略称で、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体のことです。